

茨城県人権施策推進基本計画改定検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 茨城県人権施策推進基本計画（以下「基本計画」という。）の改定にあたり、幅広く関係者の意見を求めるため、茨城県人権施策推進基本計画改定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
基本計画の改定に対する意見聴取に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、委員24人以内で組織する。

- 2 委員会の委員は、人権問題に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱し、または任命する。
- 3 委員の任期は、基本計画の改定が終了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選によりこれを定める。
2 委員長は、委員会を総括し、議事を進行する。
3 副委員長は委員長が指名し、委員長に事故がある時は、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は委員長が招集する。ただし、委員の委嘱及び任命後最初に開かれる会議並びに委員長及び副委員長がともに欠けたときの会議は、知事が招集する。
2 知事が必要と認めた場合は、委員会に委員以外の者の出席を求める事ができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉部福祉政策課人権施策推進室が処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年12月19日から施行する。